

平成30年10月24日

平塚市監査委員	高梨	秀美
同	大塚	政弘
同	須藤	量久
同	吉野	和美

監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象団体

下記の監査の対象とした団体の平成29年度の出資に係る出納・その他の事務

(1) 公益財団法人平塚市まちづくり財団

2 監査の実施期間

平成30年8月13日から平成30年10月3日まで

3 監査の方法及び監査項目

団体に対し財務諸表、総勘定元帳等の提出を求め、出資目的に沿った事業が行われたか、事業報告・決算諸表に記載された数値は正確であったか、事務処理は良好になされているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

(1) 事業報告書及び決算書

(2) 収入事務

(3) 支出事務

契約事務

(4) 財産の管理事務

(5) 庶務その他事務

4 監査の結果

(1) 公益財団法人平塚市まちづくり財団

ア 事業は出資の目的に沿って行われていると認められた。

イ 事業報告書、決算諸表に記載された数値は正確であると認められたが、出納その他の事務の執行については契約事務等に一部誤りがあった。

以上